



第 9 章

防災指針

第9章 防災指針

9.1 防災指針の目的

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針となるものです。

本市では、土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンは居住誘導区域から除外してありますが、洪水、内水（雨水出水）、高潮等による浸水が想定される区域は、市街化区域の広範囲に亘っており、既に一定の都市基盤施設が整備された市街地が形成されていることから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難です。また、地震については、影響の範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域から除外を行うことに限界があります。このようなことから、居住誘導区域等における都市の防災に関する機能を確保し、様々な自然災害による被害の抑止・軽減を図るため、本計画に防災指針を定め、必要な防災・減災対策を計画的に実施します。

[浸水想定区域面積と浸水想定区域内人口の占める割合]
・洪水浸水想定区域(想定最大規模)

		市全域			
		都市計画区域	市街化区域		居住誘導区域
面積		53,435 ha	30,753 ha	11,055 ha	8,362 ha
浸水想定区域	面積	12,671 ha	11,113 ha	8,531 ha	7,078 ha
	割合	23.7 %	36.1 %	77.2 %	84.6 %
人口		53.6 万人	50.7 万人	45.7 万人	40.8 万人
浸水想定区域	人口	40.4 万人	39.6 万人	38.1 万人	35.3 万人
	割合	75.5 %	78.1 %	83.5 %	86.3 %

・高潮浸水想定区域(想定最大規模)

		市全域			
		都市計画区域	市街化区域		居住誘導区域
面積		53,435 ha	30,753 ha	11,055 ha	8,362 ha
浸水想定区域	面積	6,468 ha	6,023 ha	5,398 ha	3,294 ha
	割合	12.1 %	19.6 %	48.8 %	39.4 %
人口		53.6 万人	50.7 万人	45.7 万人	40.8 万人
浸水想定区域	人口	19.0 万人	18.9 万人	18.5 万人	17.1 万人
	割合	35.5 %	37.2 %	40.6 %	42.0 %

注：人口は平成27年国勢調査、浸水想定区域内人口は基本単位区データを使用（基本単位区の境界が区域区分等の境界と合致しない場合や、複数の浸水深が想定される基本単位区については、基本単位区を適宜分割し面積按分により人口を算出）

9.2 災害リスクの分析

(1) 災害ハザード情報等の整理

本指針では、本市において想定される災害リスクのうち、法令に基づきハザードエリアが特定できる水害（洪水、内水（雨水出水）、高潮による災害）、津波による災害、及び土砂災害を対象にハザード情報と都市の情報との重ね合わせによる分析を行っています。

近年、豪雨等による激甚な水害・土砂災害が全国各地で発生しており、今後、気候変動の影響による降雨量の増加や海面水位の上昇により、さらに水害等が頻発・激甚化することが懸念されているため、洪水に係るハザード情報については、想定最大規模の降雨による河川が氾濫した場合のシミュレーション結果を使用しています。

また、過去の大地震における全国の滑動崩落の被害を踏まえ、安全性の確認が必要となる箇所として抽出した大規模盛土造成地について、居住誘導区域内の存在有無を確認しています。

[重ね合わせ分析に用いるハザード情報等]

種別	ハザード情報等	出典
洪水	洪水浸水想定区域(想定最大規模)	兵庫県CGハザードマップ (揖保川水系は平成28年5月 (蟠洞川は令和元年5月)、天川 水系、西浜川水系、八家川水 系、市川水系、野田川水系、船 場川水系、夢前川水系、汐入川 水系、大津茂川水系は令和元年 8月(市川水系の市川は令和2 年11月)
	家屋倒壊等氾濫想定区域	
内水(雨水出水)	内水浸水想定区域(想定最大規模)	姫路市内水浸水想定区域図(令 和5年3月)
高潮	高潮浸水想定区域(想定最大規模)	兵庫県高潮浸水想定区域図(令 和2年8月)
津波	津波浸水想定区域(想定最大規模)	兵庫県南海トラフ巨大地震津波 被害想定(平成26年6月)
土砂災害	土砂災害警戒区域	兵庫県CGハザードマップ (令和3年3月30日時点)
	土砂災害特別警戒区域	
	急傾斜地崩壊危険区域	
地震	大規模盛土造成地	姫路市大規模盛土造成地マップ (平成27年3月)

注1：洪水浸水想定区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域は、揖保川水系、天川水系、西浜川水系、八家川水系、市川水系、野田川水系、船場川水系、夢前川水系、汐入川水系、大津茂川水系における各河川の異なるシミュレーション結果を重ね合わせて、ハザードが最大となるように表現したもの

注2：内水浸水想定区域は、下水道事業計画区域を対象にしたシミュレーション結果

注3：大規模盛土造成地については、安全性の確認（変状の確認や地盤調査など）を行っている

(2) 災害リスクの分析

1) ハザードエリア×各誘導区域

洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、津波浸水想定区域、及び土砂災害警戒区域は、いずれも居住誘導区域内に指定されています。これらのうち、津波浸水想定区域、及び土砂災害警戒区域については、災害時の影響範囲が比較的限られる一方、洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域、及び高潮浸水想定区域については、都市機能誘導区域を含む居住誘導区域の広範囲に指定されています。

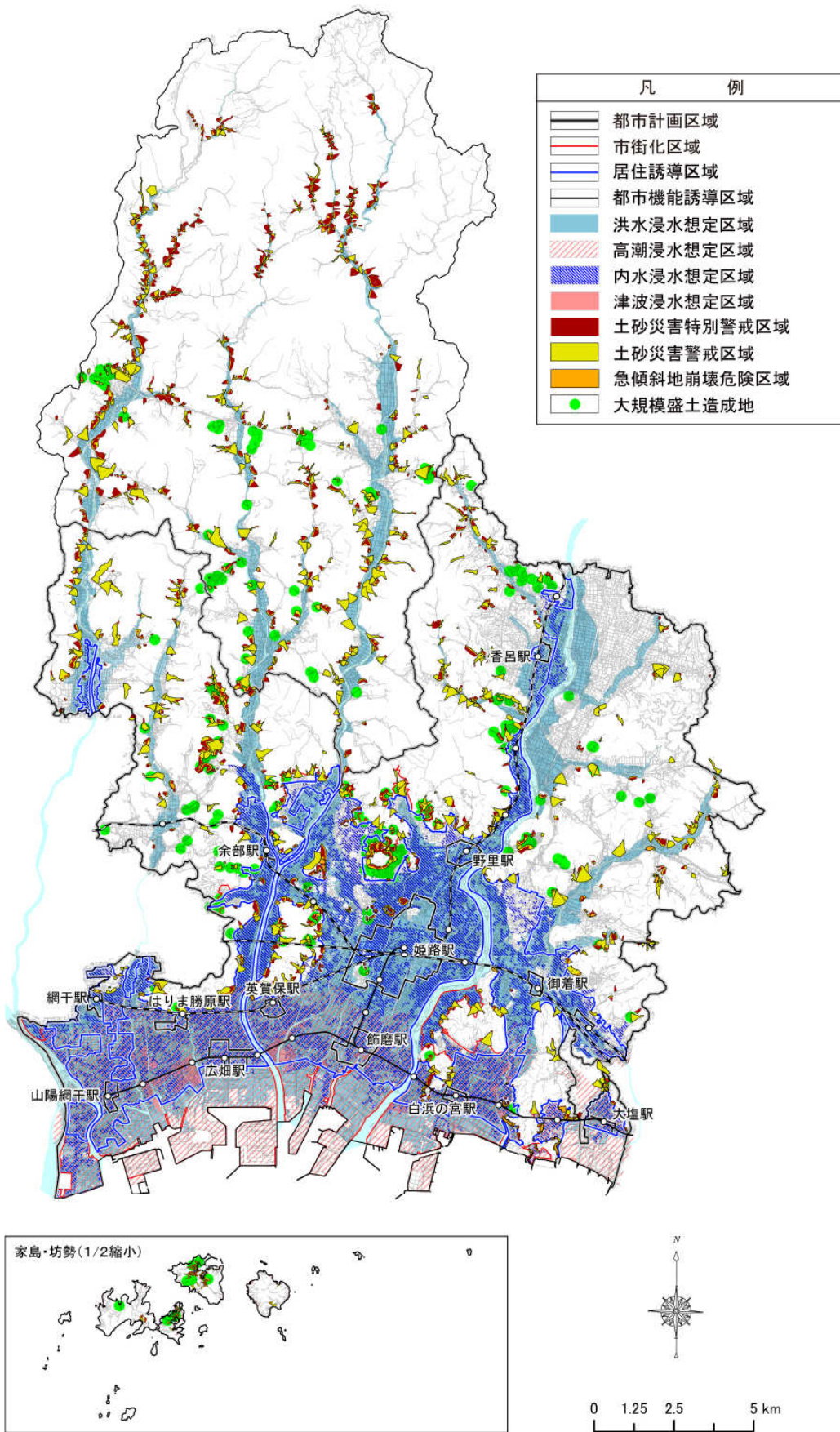
なお、土砂災害特別警戒区域、及び急傾斜地崩壊危険区域（対策済の箇所を除く）は居住誘導区域から除外しています。

また、大規模盛土造成地が居住誘導区域内に 31 箇所存在しています。

[各誘導区域に存在するハザードエリア]

		居住誘導区域	
		居住誘導区域	都市機能誘導区域
面積		8,362 ha	1,077 ha
洪水浸水想定区域	面積	7,078 ha	1,018 ha
	割合	84.6 %	94.5 %
内水浸水想定区域	面積	4,297 ha	546 ha
	割合	51.4 %	50.7 %
高潮浸水想定区域	面積	3,294 ha	333 ha
	割合	39.4 %	30.9 %
津波浸水想定区域	面積	165 ha	11 ha
	割合	2.0 %	1.1 %
土砂災害警戒区域		255 箇所	6 箇所
土砂災害特別警戒区域		0 箇所	0 箇所
急傾斜地崩壊危険区域		36 箇所	0 箇所
大規模盛土造成地		31 箇所	1 箇所

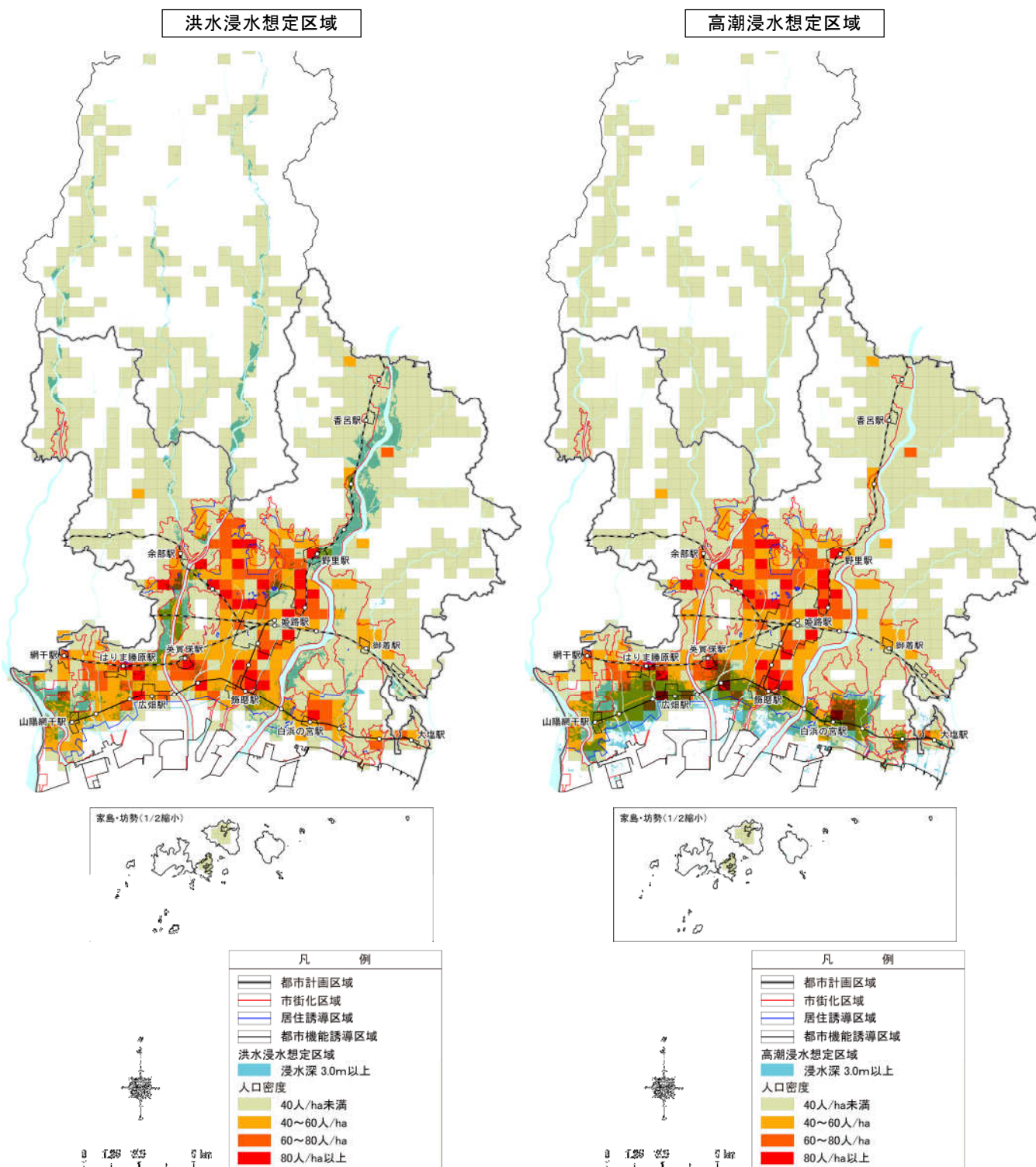
ハザードエリア×各誘導区域



2) 浸水想定区域(洪水、高潮)×人口分布

洪水又は高潮による一般的な家屋の2階床下部分に相当する3m以上の浸水が想定される区域で人口密度が比較的高い地域は、居住誘導区域内に分布しており、土地区画整理事業により都市基盤施設が整備され、市街地が形成されています。

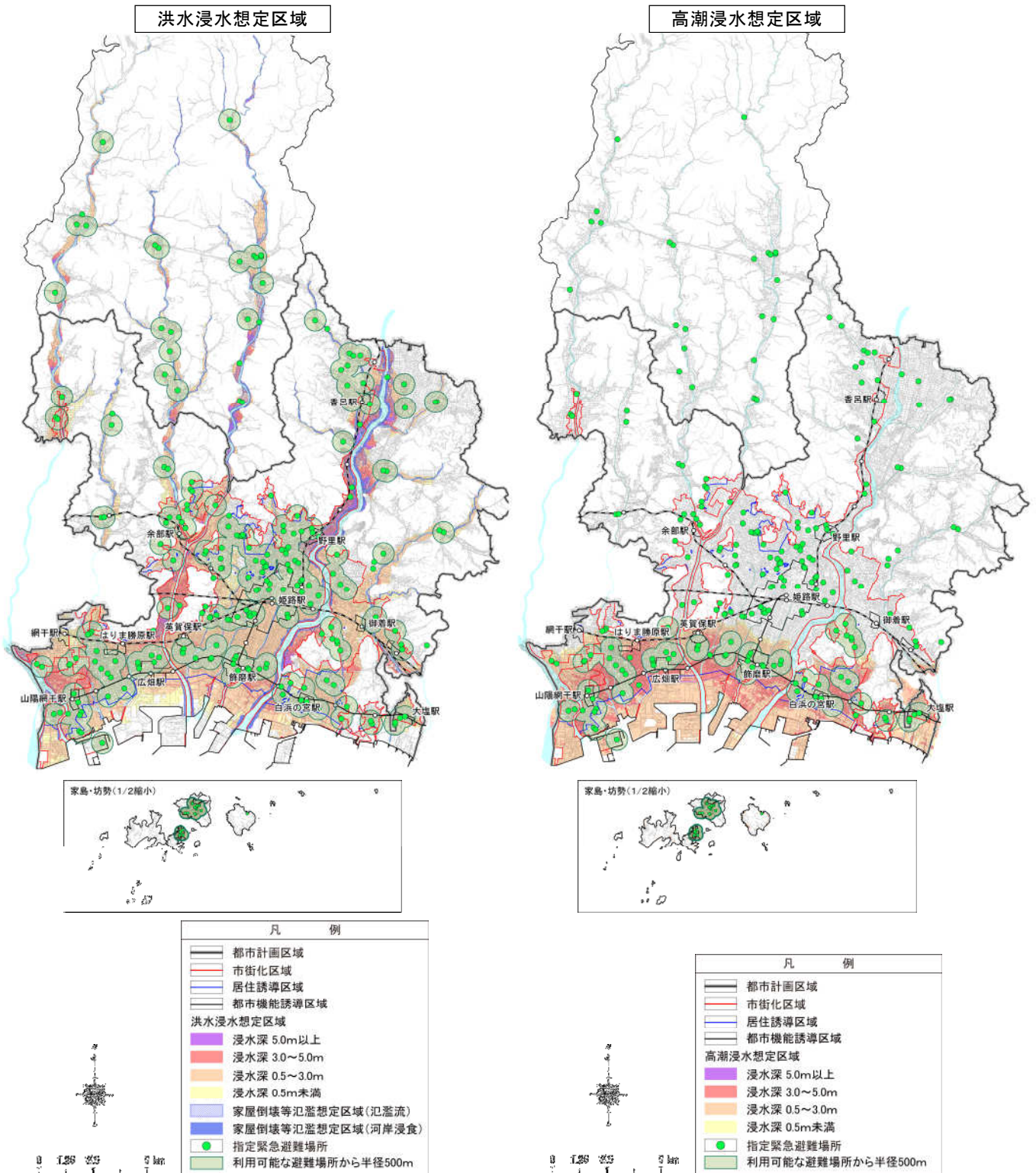
浸水想定区域×人口分布(平成27年)



3) 浸水想定区域(洪水、高潮)×避難場所

居住誘導区域内外の浸水想定区域(洪水、高潮)において、指定緊急避難場所から500m以上離れている地域が存在しています。これらの地域のうち、揖保川・夢前川・市川沿いでは3m以上の浸水が想定されている区域や家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されており、近隣の指定避難所が洪水時に利用できない地域があります。

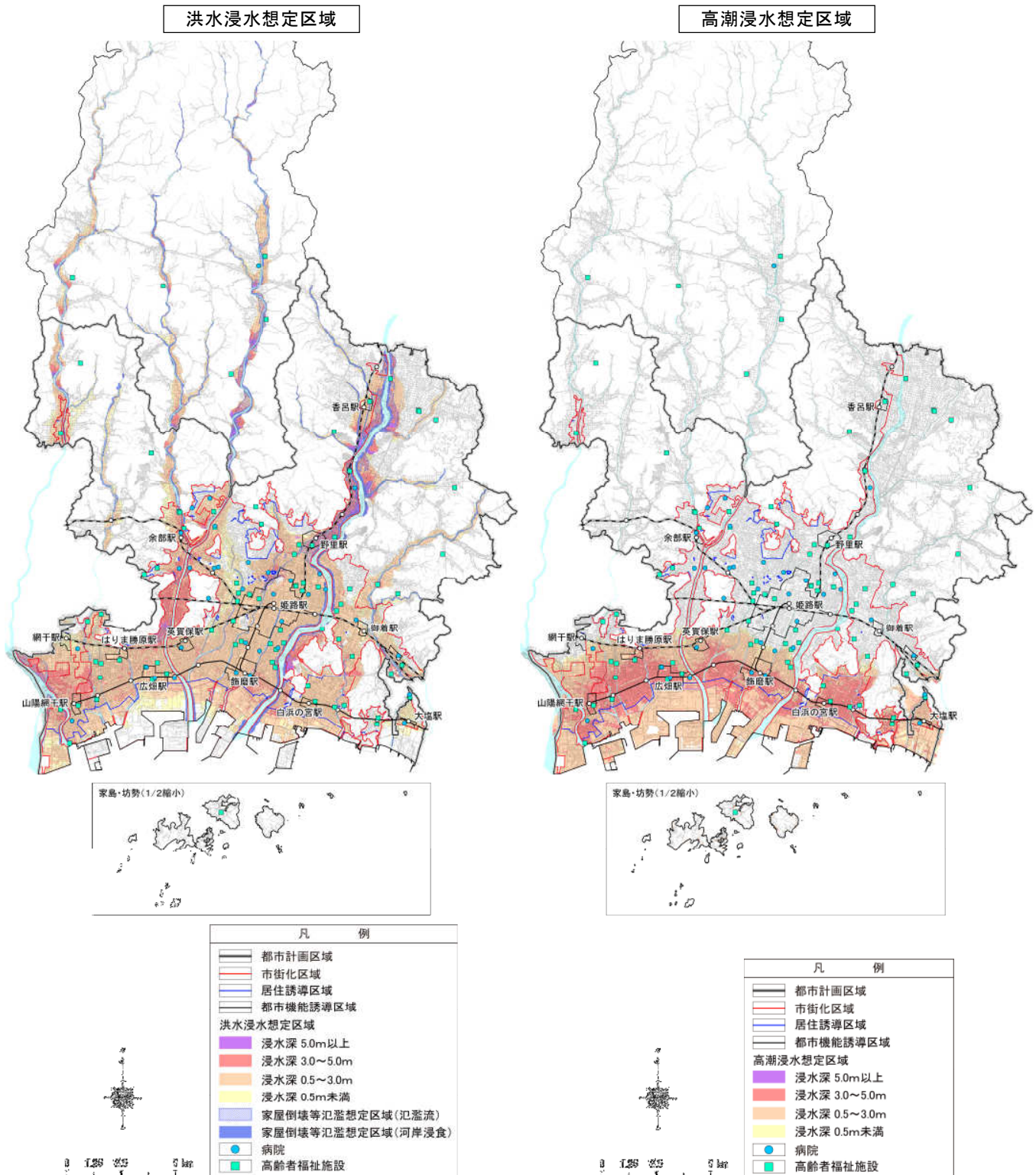
浸水想定区域×避難場所



4) 浸水想定区域(洪水、高潮)×病院・高齢者福祉施設

病院の7割以上、高齢者福祉施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム)の6割以上が洪水又は高潮による0.5m以上の浸水(床上浸水)が想定される区域に立地しています。また、3m以上の浸水が想定される区域や家屋倒壊等氾濫想定区域に立地している病院や高齢者福祉施設があります。

浸水想定区域×病院・高齢者福祉施設



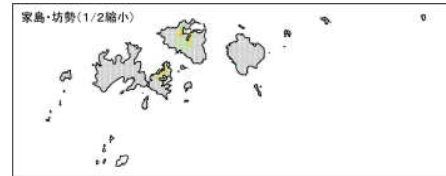
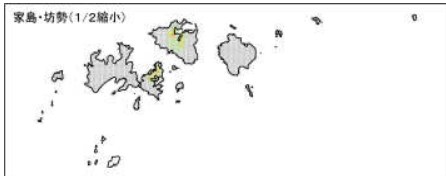
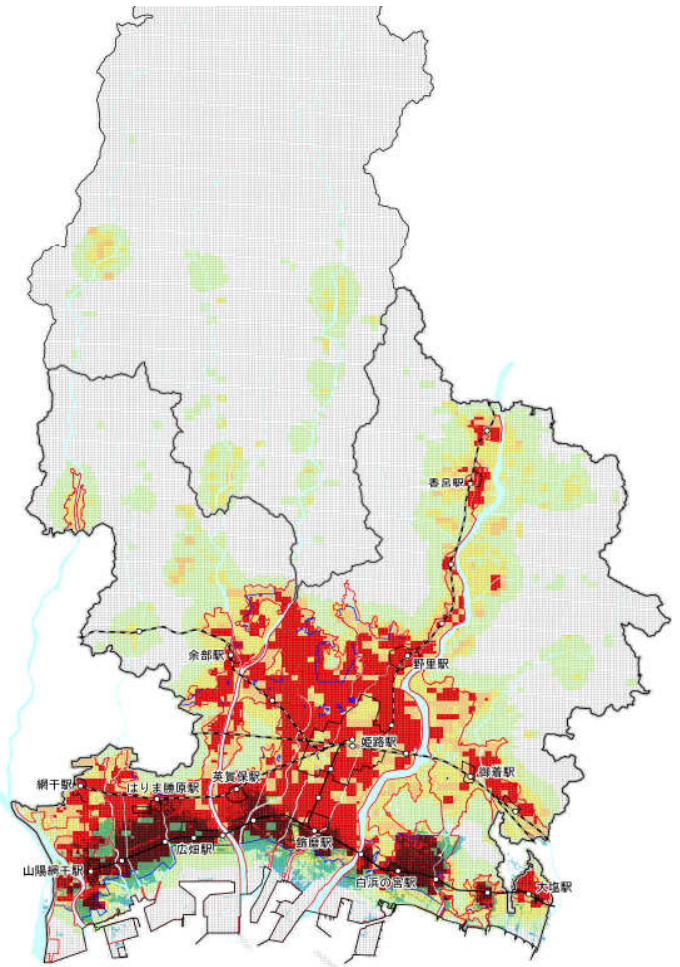
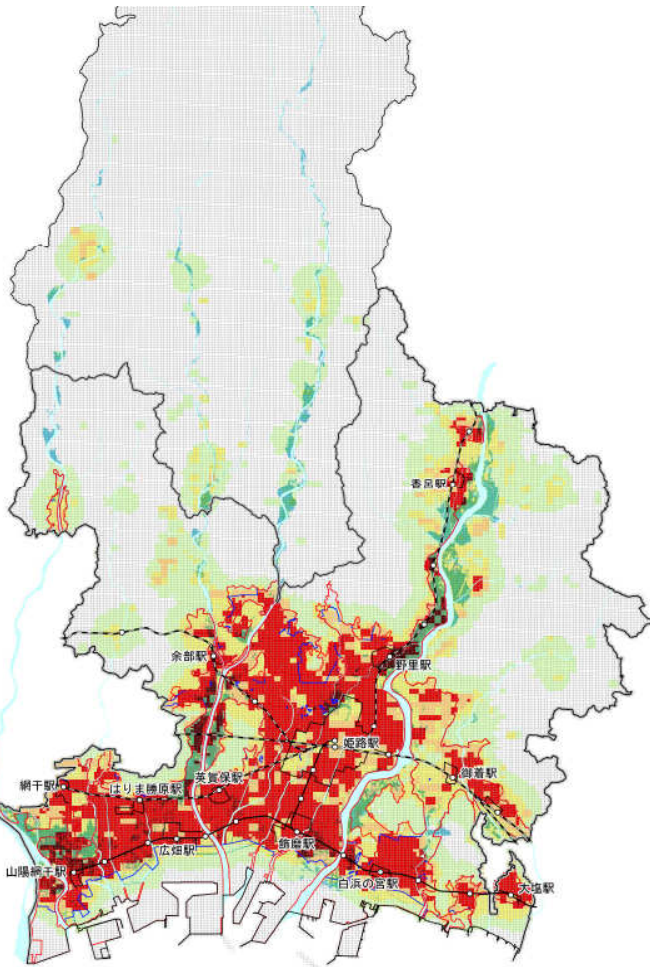
5) 浸水想定区域(洪水、高潮、内水)×都市機能×人口分布

都市機能及び人口の集積地のうち、山陽網干駅周辺、山陽広畑駅周辺、山陽飾磨駅周辺、山陽白浜の宮駅周辺、J R 野里駅周辺等では、洪水や高潮により 3 m以上の浸水が想定されています。また、内水による 0.5m以上の浸水が想定される区域が分布しています。

浸水想定区域×都市機能×人口分布

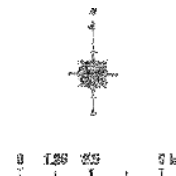
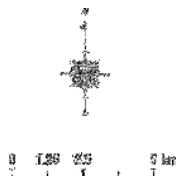
洪水浸水想定区域

高潮浸水想定区域



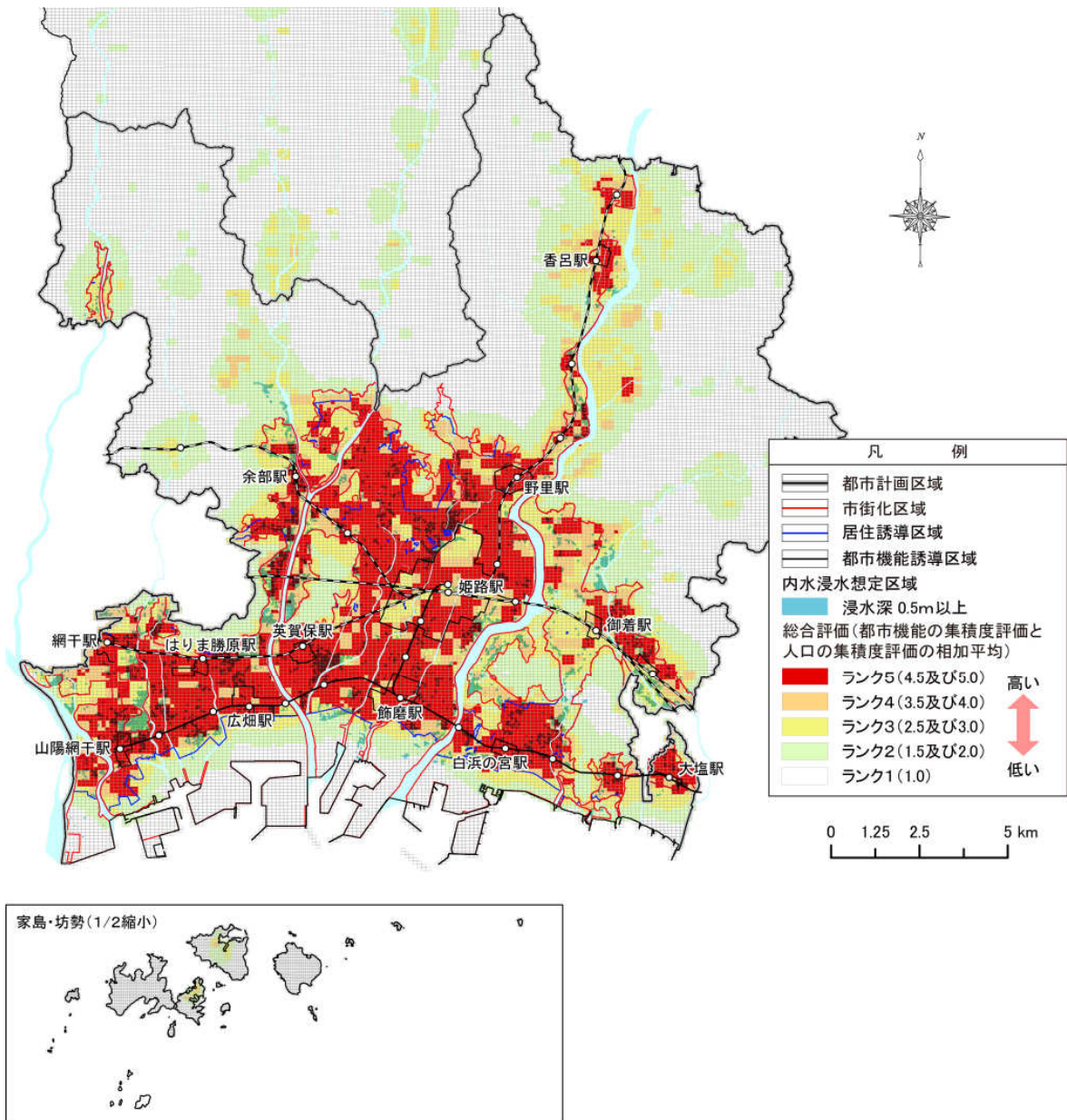
凡 例	
	都市計画区域
	市街化区域
	居住誘導区域
	都市機能誘導区域
	洪水浸水想定区域
	浸水深 3.0m以上
総合評価(都市機能の集積度評価と人口の集積度評価の相加平均)	
	ランク5 (4.5及び5.0) 高い
	ランク4 (3.5及び4.0)
	ランク3 (2.5及び3.0)
	ランク2 (1.5及び2.0)
	ランク1 (1.0) 低い

凡 例	
	都市計画区域
	市街化区域
	居住誘導区域
	都市機能誘導区域
	高潮浸水想定区域
	浸水深 3.0m以上
総合評価(都市機能の集積度評価と人口の集積度評価の相加平均)	
	ランク5 (4.5及び5.0) 高い
	ランク4 (3.5及び4.0)
	ランク3 (2.5及び3.0)
	ランク2 (1.5及び2.0)
	ランク1 (1.0) 低い



浸水想定区域×都市機能×人口分布(つづき)

内水浸水想定区域



a 都市機能の集積度の評価

a) 評価方法

公共交通、商業施設、医療施設、福祉施設、子育て支援施設、教育施設、金融施設を都市機能施設として、それぞれの施設からの距離圏別に設定した評価点の合計により評価（合計点が大きいと集積度が高い）します。

各施設からの距離圏別の評価点

距離圏	評価点
500m圏内	5点
500～800m圏内	4点
800～1,000m圏内	3点
1,000～1,500m圏内	2点
2,000m圏内	1点

都市機能の集積度の評価

評価a	評価点の合計
ランク5	31～35点
ランク4	26～30点
ランク3	21～25点
ランク2	16～20点
ランク1	15点以下

b) 都市機能施設

都市機能集積地の抽出において使用した都市機能施設は下表のとおりです。

都市機能施設

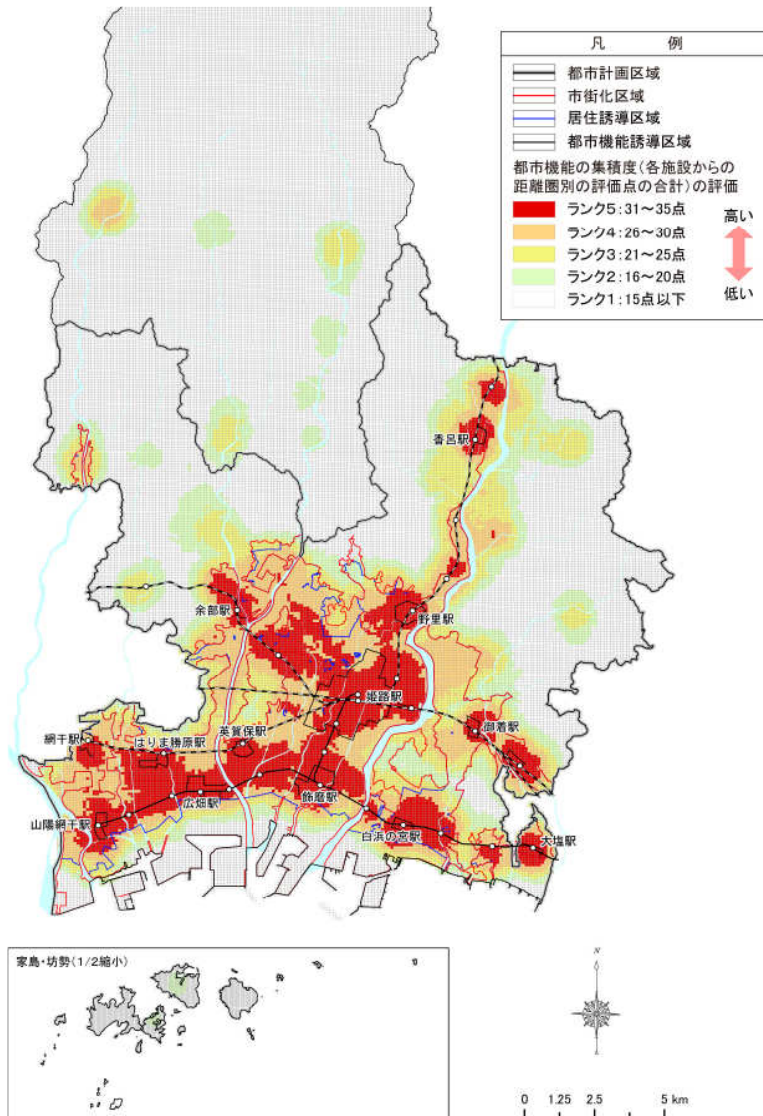
分類	該当する施設
公共交通	鉄道駅
商業施設	百貨店、総合スーパー、各種食料品小売業
医療施設	病院、診療所
福祉施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、デイサービス、障害福祉サービス事業所、児童事業所、地域生活支援事業所
子育て支援施設	保育所、認定こども園、認可外保育施設
教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校
金融施設	銀行、信用金庫、労働金庫、商工組合中央金庫、郵便局

注：令和2年3月末現在

資料：姫路市所有のGISデータ

c) 評価結果

都市機能の集積度の評価



b 人口の集積度の評価

a) 評価方法

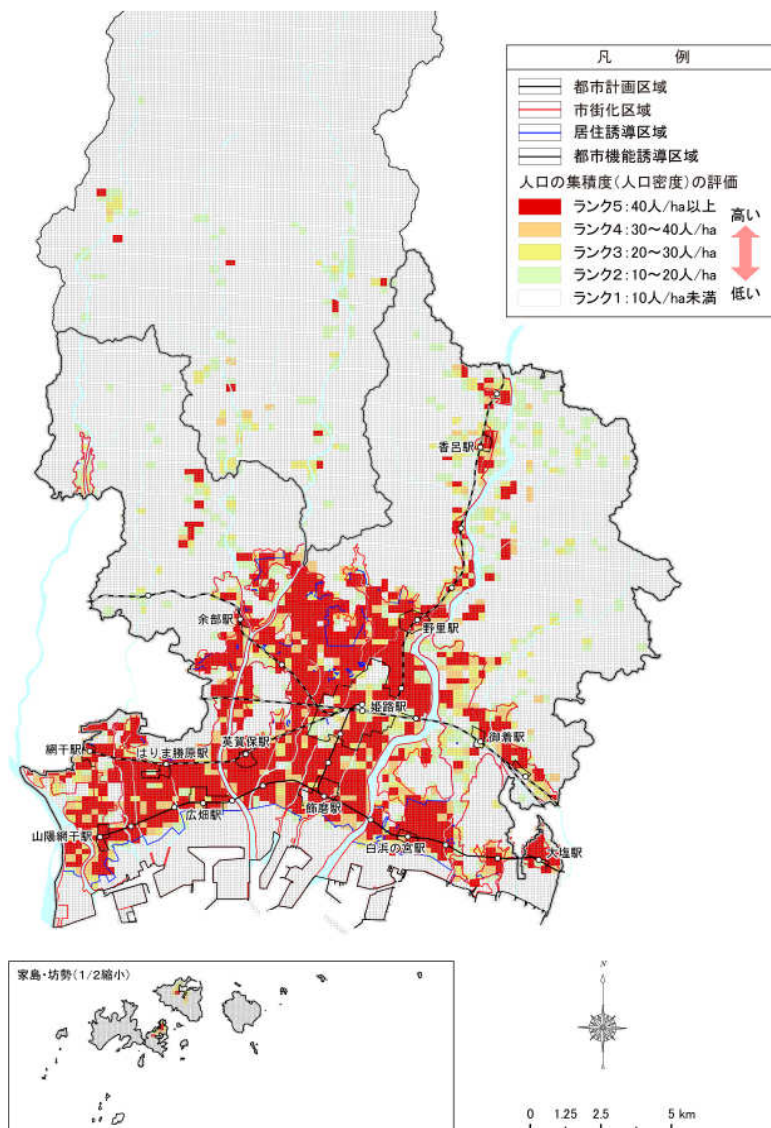
平成 27 年（2015 年）国勢調査における人口密度により評価します。

人口の集積度の評価

評価b	人口密度
ランク5	80 人/ha 以上
ランク4	60～80 人/ha
ランク3	40～60 人/ha
ランク2	20～40 人/ha
ランク1	20 人/ha 未満

資料：総務省「国勢調査」

b) 評価結果



c 総合評価

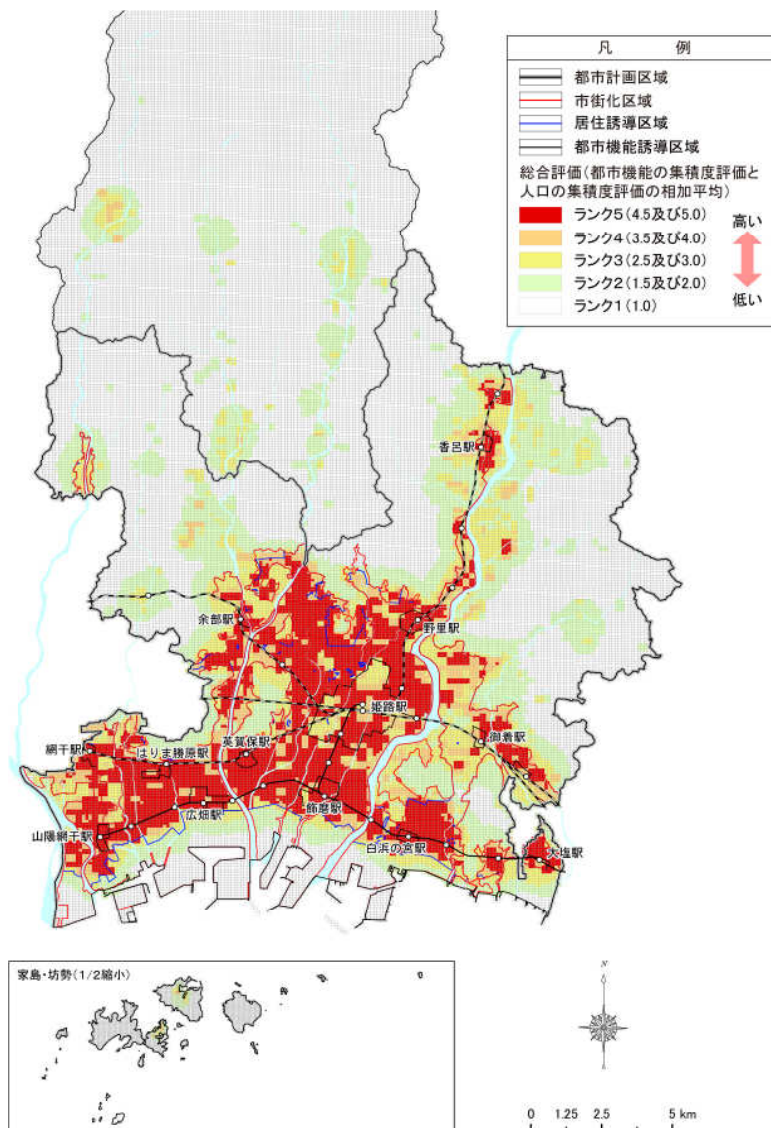
a) 評価方法

都市機能の集積度評価(a)と人口の集積度評価(b)を相加平均 $\{(a)+(b)\} / 2$) して評価します。

総合評価

総合評価	都市機能の集積度評価と人口の集積度評価の相加平均
ランク5	4.5 及び 5.0
ランク4	3.5 及び 4.0
ランク3	2.5 及び 3.0
ランク2	1.5 及び 2.0
ランク1	1.0

b) 評価結果



(3)防災上の課題

本市において想定される災害リスクやその分析結果等を踏まえた防災上の課題として、災害リスクの高い地域等を整理します。

1)地震

本市に大きな影響を与える可能性が高い地震としては、今後30年以内に発生する可能性が極めて高い海溝型の「南海トラフ地震」と、内陸直下型の「山崎断層帯地震」があり、これらの大地震が発生した場合、甚大な建物被害や人的被害が発生することが想定されています。

特に、南部の市街地では地盤振動が大きく、臨海部では液状化のリスクも高くなっています。また、居住誘導区域内には、地震やそれに伴う火災等に対して脆弱な密集市街地が一部存在しています。

そのため、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた防災・減災対策に引き続き取り組むとともに、都市基盤施設等の老朽化が進行しているため、緊急輸送の確保に必要な各施設等の老朽化対策を最優先で行うなど、各施設が分野横断的に連携し、防災機能の強化を図る必要があります。

また、居住誘導区域内には、大規模盛土造成地が31箇所存在しています。

2)津波

発生し得る最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、網干・広畑・飾磨・家島などで、津波により浸水することが想定されています。

津波が到達するまでの時間は最短で120分と想定されており、居住誘導区域内では、「兵庫県津波防災インフラ整備計画」に基づく津波対策の実施により、浸水想定区域がほぼ解消される見込みとなっていますが、浸水想定区域内には、延焼や道路閉塞等の危険性が高い密集市街地等が一部存在しているため、災害時の情報伝達を含めて、確実に避難できる体制を確保する必要があります。

3)洪水・内水

想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合、揖保川・夢前川・市川沿いでは、3m以上の浸水が想定される浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域が広範囲に指定されているため、そのような最大規模の洪水に対する避難体制等の強化が必要です。特に、居住誘導区域内においては、揖保川・夢前川・市川沿いの3m以上の浸水が想定される区域や家屋倒壊等氾濫想定区域で、指定緊急避難場所から500m以上離れている地域や、近隣の指定避難所が洪水時に利用できない地域が存在していることから、今後、避難方法等を検討する必要があります。

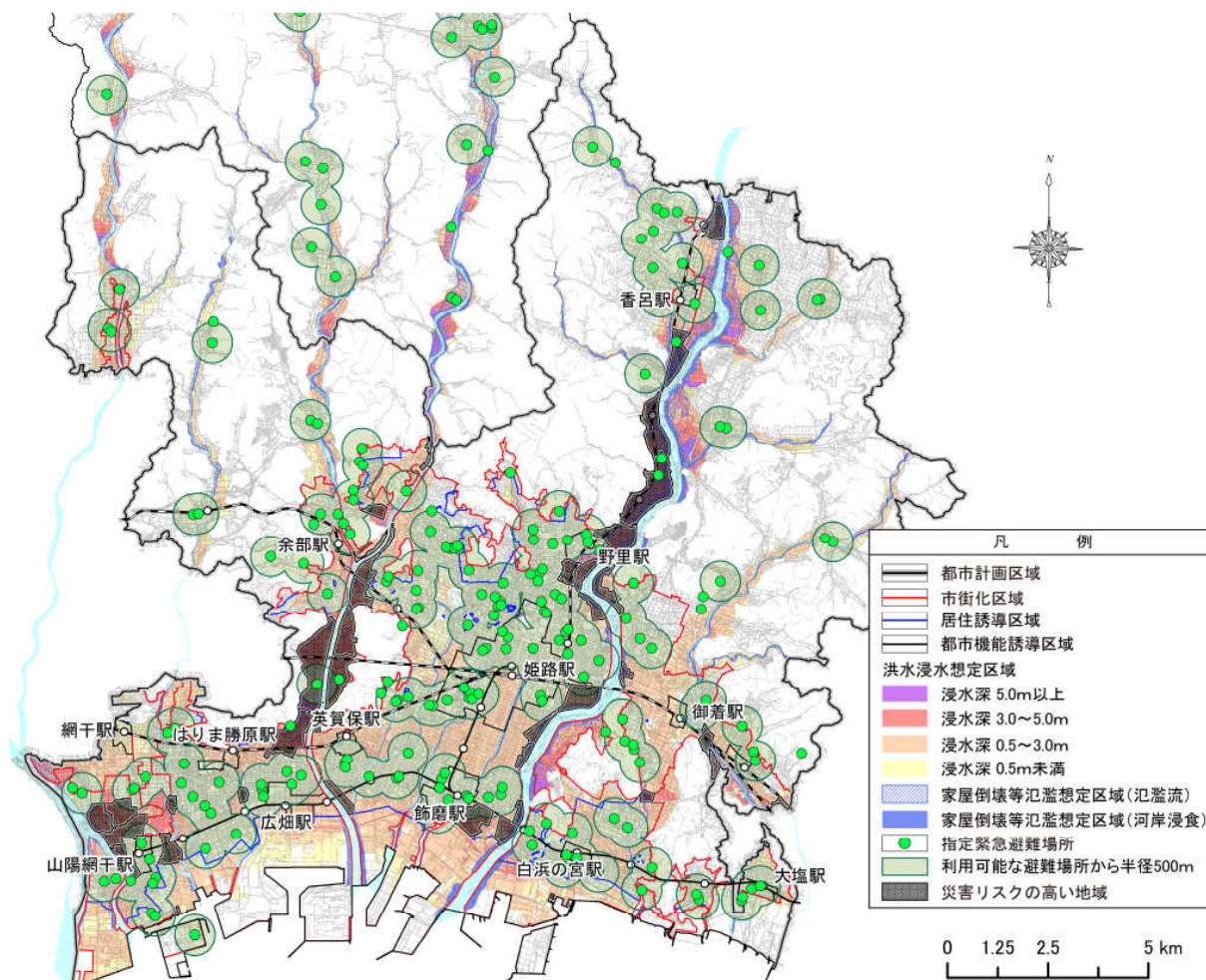
また、これらの地域の中には、土地区画整理事業により都市基盤施設が整備され、市街地が形成されているため、道路・公園等の既存ストックの有効活用の観点から、安心して住み続けられるためのリスク低減が必要です。

多くの病院や高齢者福祉施設は、床上浸水のおそれが高い区域に立地しており、災害時における施設の機能低下を防ぐための対策が必要です。

また、3 m以上の浸水が想定される区域や家屋倒壊等氾濫想定区域において、病院等の要配慮者利用施設が立地していることから、高齢者や移動障害のある市民の逃げ遅れを防止するため、移転を含めた検討が必要です。

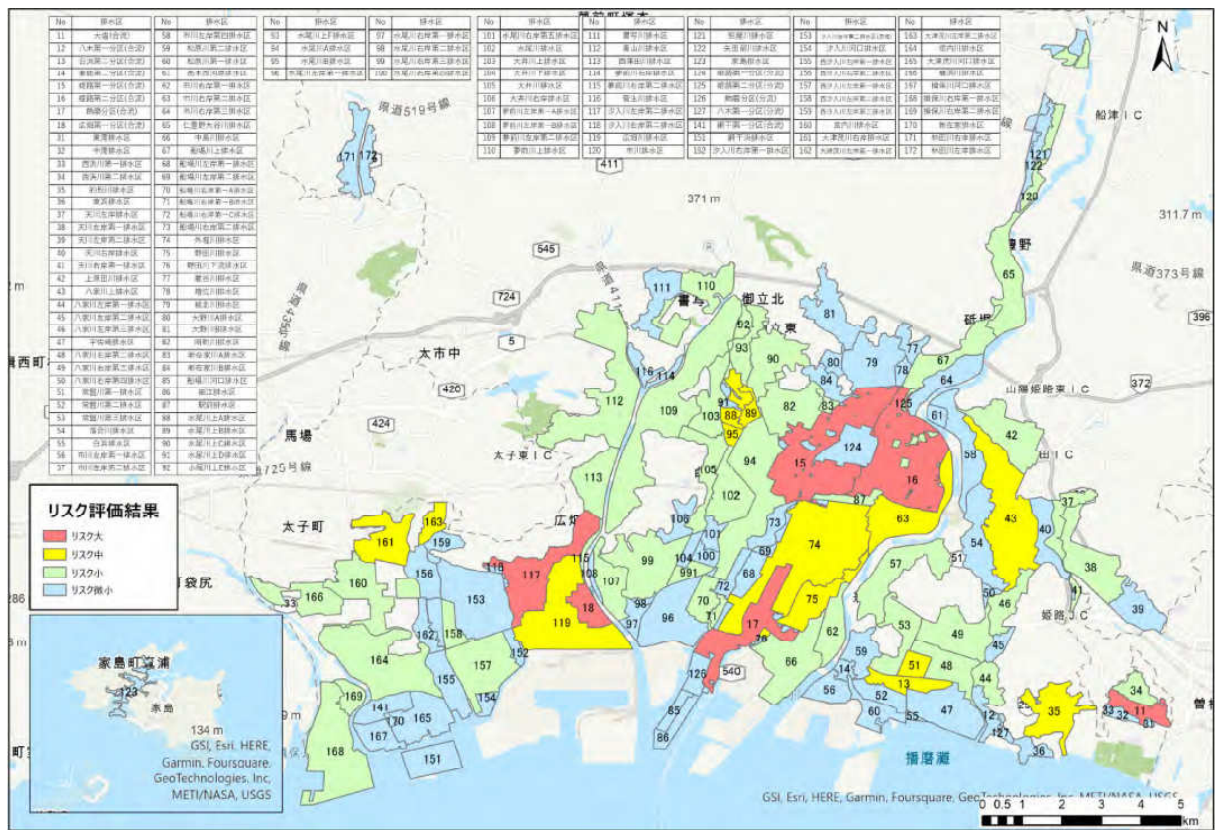
災害リスクの高い地域

(3m以上の浸水が想定される区域等で指定緊急避難場所から 500m以上離れている地域)



これまでの本市の雨水対策は、過去に発生した浸水被害の大きい地区から優先的に下水道整備を実施してきましたが、今後は、災害防止に加えて、事前防災・減災や選択と集中等の観点から、「姫路市雨水管理総合計画」において、雨水対策を優先的に実施すべき重点対策地区を選定し、浸水リスクに応じたメリハリのある下水道整備を推進することとしています。しかし、下水道による施設整備が完了するまでには、相当な期間と費用を要することや下水道整備の目標となる計画降雨を越える豪雨(想定最大規模降雨)が発生した場合には、市街地の広範囲で浸水することが想定されているため、雨水管理総合計画による雨水対策とあわせて、浸水被害の軽減や安全な避難を確保するための対策が必要です。

重点対策地区(リスク評価大・中)



4) 高潮

高潮による想定し得る最大規模の氾濫が海岸や河川から発生した場合、網干・広畑・飾磨などの市街地の大部分や家島等で浸水することが想定されています。

特に、居住誘導区域内においては、埋立造成された臨海工業地帯より内陸側の山陽電鉄沿いで、3 m以上の浸水が想定される区域が広がっており、山陽網干駅周辺、山陽広畑駅周辺、山陽飾磨駅周辺、山陽白浜の宮駅周辺等の都市機能誘導区域が含まれていることから、臨海部における高潮に対する避難体制等の強化や災害リスクを踏まえた都市機能を維持・確保するための対策が必要です。

5)土砂災害

土砂災害のおそれのある区域として、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域が指定されており、これらの危険箇所の周知と警戒避難体制の整備が必要です。

土砂災害特別警戒区域と急傾斜地崩壊危険区域（対策済の箇所を除く）は、居住誘導区域に含まれていませんが、居住誘導区域内には、土砂災害警戒区域が 255 箇所指定されており、リスクの低減が必要です。

9.3 取組方針

阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓・課題等を踏まえた「姫路市地域防災計画」に基づき、災害に対してしなやかな防災構造を形成する防災拠点の配置とネットワーク化、大規模な地震の発生に備えた都市の耐震化・不燃化や津波対策、頻発・激甚化する水害・土砂災害対策の強化を図ります。

特に、南海トラフ地震や山崎断層帯地震に備え、周辺地域と相互に連携しながら災害に強い都市づくりを進めるとともに、災害対策のあらゆる分野で減災の考え方を徹底し、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を進めます。

(1) 防災拠点の整備とネットワークの形成

- ・幹線道路や河川、緑地等の延焼遮断帯（広域防災帯）に囲まれた自立的な防災ブロックにより市街地を構成し、各ブロック内において防災活動の拠点や避難地の体系的な整備を図るとともに、広域防災拠点となる手柄山中央公園と地域・コミュニティ単位の防災拠点とのネットワーク化を図ることで防災機能を高めます。
- ・洪水、高潮による浸水リスクや液状化リスクの高い区域が広範囲に分布する臨海部において、災害時に機能する道路ネットワークの確保を図ります。
- ・災害応急活動に必要な物資の搬送等のための緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化、無電柱化等を進めるとともに、緊急自動車等の通行を確保する緊急交通路の設定や、海や空からの代替ルートの確保など、緊急輸送体制の確保を図ります。
- ・人的被害を最小限に抑えるため、緊急気象情報や避難情報等の住民等に対する災害情報伝達手段の充実を図ります。

[主な取組]

- 広域防災拠点（手柄山中央公園）の再整備
- 播磨臨海地域道路の整備
- 緊急輸送道路等の整備（幹線道路の整備、橋梁の耐震化、無電柱化など）
- 災害情報伝達手段の充実

(2) 地震・津波対策

1) 都市の耐震化・不燃化

- ・庁舎、消防署等の防災上重要な公共建築物や上下水道施設等の耐震化を推進するとともに、広域的な相互応援体制を確立します。
- ・住宅や緊急輸送道路沿道の建築物、要配慮者利用施設など、民間建築物の耐震化を促進するとともに、都市機能が集積する都心部等では、火災による被害拡大を防ぐため、建築物の不燃化や避難安全性能の向上を促進します。
- ・密集市街地においては、建築物の建替え等による耐震化の促進、避難や延焼防止、消火救出活動に有効な道路・公園の整備等に取り組み、防災性の向上を図ります。
- ・大規模盛土造成地については、その存在の住民への周知を図るとともに、経過観察等による安全性の確認等を行います。

[主な取組]

- 防災上重要な公共建築物や上下水道施設等の耐震化
- 民間建築物の耐震化
- 密集市街地における防災性の向上
- 大規模盛土造成地の経過観察による安全性の確認等

2)津波対策

- ・近い将来発生が懸念される南海トラフ地震の発生に伴う津波に備えるため、「兵庫県津波防災インフラ整備計画」に基づく既存海岸保全施設の強化を促進します。
- ・海岸保全施設で防御しきれないレベルの津波に対して早急な避難により人的被害の軽減を図るため、津波避難計画に基づく指定緊急避難場所、津波避難ビル等及び避難路の確保や、津波警報等の住民等への適切な伝達手段の整備を図ります。

[主な取組]

- 既存海岸保全施設の強化（水門の耐震補強など）
- 津波避難ビル等の指定

(3)水害・土砂災害対策

1)総合的な治水対策

- ・浸水被害を軽減するため、国、兵庫県が実施する一級・二級河川の改修等を促進しながら、市が主体的に事業に取り組む都市基盤河川や市が管理する河川の改修等を推進するとともに、下水道事業と連携しながら、雨水貯留施設や排水ポンプ場等の整備を図ります。
- ・「姫路市雨水管理総合計画」に位置付けた重点対策地区等において、浸水リスクに応じたメリハリのある雨水対策施設の整備を推進します。
- ・これら対策にあわせて、一定規模以上の開発行為における調整池等の設置促進やため池、水田、校庭等における雨水貯留浸透機能の確保等による流域対策、ハザードマップの作成・周知、雨量・水位等の防災情報の発信、避難体制の整備等による減災対策を組み合わせた総合的な治水対策を推進します。
- ・「兵庫県高潮対策 10 箇年計画」に基づく防潮堤等の整備や、河川整備計画に基づく高潮対策事業を促進します。
- ・地下街は構造上の特殊性により災害時の対応が制約されることから、地下街等における利用者の円滑で迅速な避難確保や浸水防止対策を図るための防災体制の整備を促進します。
- ・洪水、内水、高潮により、市街地の広範囲で建物の床上浸水が想定されていることから、病院等の都市機能上重要な建物の耐水化を促進し、災害時における都市機能の確保を図ります。

[主な取組]

- 河川の整備（船場川〔手柄工区〕、市川〔砥堀工区〕、大井川、夢前川、水尾川、八家川、蟠洞川）
- 下水道（雨水幹線、雨水ポンプ場、雨水貯留施設）の整備
- 防潮堤等の整備（姫路港〔大津吉美地区〕、姫路港〔浜田地区〕）
- 開発行為における調整池や雨水浸透施設の設置
- ため池、水田、校庭等における雨水貯留浸透機能の確保
- 災害リスクの高い区域における緊急避難先の確保（指定緊急避難場所の整備、民間施設の活用など）
- 地下街等の防災体制の整備
- 病院など都市機能上重要な建築物の耐水化（止水版の設置、電気設備の高所設置など）

2) 災害リスクを考慮した土地利用

- ・家屋倒壊等氾濫想定区域など、特に災害リスクの高い区域に立地する病院や高齢者福祉施設等の要配慮者利用施設については、建替え等を契機とした安全な市街地への移転を促進します。
- ・ハザードマップの周知、地域防災マップの作成、雨量・水位等の防災情報の発信、避難体制の整備等を当面の取組として進めつつ、災害リスクの高い区域における土地利用制限を視野に入れた中長期的な対策を検討します。

[主な取組]

- 家屋倒壊等氾濫想定区域等の災害リスクの高い区域に立地する要配慮者利用施設の移転
- 居住誘導区域の見直し等

3)土砂災害対策

- ・山麓部における崖崩れ、土砂流出等による被害を防止するため、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域の周知や警戒避難体制の整備を図るとともに、土砂災害特別警戒区域における市街化を抑制します。
- ・「兵庫県山地防災・土砂災害対策計画」に基づく砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設、治山ダム等の整備を促進するとともに、緊急防災林の整備（災害緩衝林の造成や間伐木を利用した土留工の設置など）等による災害に強い森づくりを推進します。
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく危険な盛土等を規制するための区域指定や盛土等による災害防止のための対策に必要な基礎調査を実施し、盛土等の安全対策の強化を図ります。

[主な取組]

- 土砂災害特別警戒区域等における土砂災害対策（砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設の整備）
- 土砂災害特別警戒区域からの住宅の移転
- 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定

(4)地域防災力の向上

- ・ハザードマップや避難の考え方（指定緊急避難場所に行くことだけでなく、「難」を「避」けることが「避難」）の周知や地域防災マップの作成等を通じて、市民の防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織の活動に対する各種支援や災害リスクの高い地域において地域住民が取り組む地区防災計画の作成を支援するなど、地域コミュニティにおける共助による防災活動を促進します。
- ・浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設に対して、利用者の円滑で迅速な避難確保を図るための避難確保計画の作成を促進します。

[主な取組]

- ハザードマップの周知
- 自主防災組織の活動の活性化
- 災害リスクの高い区域における地区防災計画の作成
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

9.4 防災・減災の取組

主な取組内容とスケジュール

取組方針	主な取組	重点的に実施する地域等	実施主体	実施時期の目標			
				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	
防災拠点の整備とネットワークの形成	○広域防災拠点(手柄山中央公園)の再整備	都市機能誘導区域	市	→			
	○播磨臨海地域道路等の整備	産業促進区域	市・県・国	→	→	→	
	○緊急輸送道路等の整備	市全域	市・県	→	→	→	
	○災害情報伝達手段の充実	市全域	市	→	→	→	
地震・津波対策	都市の耐震化・不燃化	○防災上重要な公共建築物や上下水道施設等の耐震化	市全域	市	→	→	
		○民間建築物の耐震化	市全域	市・住民等	→	→	
		○密集市街地における防災性の向上	居住誘導区域	市・住民等	→	→	
		○大規模盛土造成地の経過観察による安全性の確認等	市全域	市・住民等	→	→	
	津波対策	○既存海岸保全施設の強化(水門の耐震補強など)	居住誘導区域 産業促進区域	県	→		
		○津波避難ビル等の指定	居住誘導区域	市	→	→	→
水害・土砂災害対策	総合的な治水対策	○河川の整備	市全域	市・県・国	→	→	
		○下水道(雨水幹線、雨水ポンプ場、雨水貯留施設)の整備	重点対策地区(19排水区)	市	→	→	
		○防潮堤等の整備	産業促進区域	県	→		
		○開発行為における調整池や雨水浸透施設の設置	市全域	市・住民等	→	→	
		○ため池、水田、校庭等における雨水貯留浸透機能の確保	市全域	市・県・住民等	→	→	
		○災害リスクの高い区域における緊急避難先の確保	居住誘導区域	市・住民等	→	→	
		○地下街等の防災体制の整備	都市機能誘導区域	市・住民等	→		
		○病院など都市機能上重要な建築物の耐水化	都市機能誘導区域	市・住民等	→	→	→

注1: 主な取組の○は災害リスクの低減、●は災害リスクの回避の取組

注2: 実施時期の目標の点線の取組は検討中のもの

主な取組内容とスケジュール(つづき)

取組方針	主な取組	重点的に実施する地域等	実施主体	実施時期の目標			
				短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	
水害・土砂災害対策	災害リスクを考慮した土地利用	●家屋倒壊等氾濫想定区域等の災害リスクの高い区域に立地する要配慮者利用施設の移転	居住誘導区域	市・住民等	----->	----->	----->
		●居住誘導区域の見直し等	居住誘導区域	市	----->	----->	----->
	土砂災害対策	○土砂災害特別警戒区域等における土砂災害対策	市全域	県	—————>	—————>	—————>
		●土砂災害特別警戒区域からの住宅の移転	居住誘導区域外	市・住民等	—————>	—————>	—————>
		○宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定	市全域	市	—————>	—————>	—————>
地域防災力の向上	○ハザードマップの周知	市全域	市	—————>	—————>	—————>	
	○自主防災組織の活動の活性化	市全域	市・住民等	—————>	—————>	—————>	
	○災害リスクの高い区域における防災計画の作成	居住誘導区域	市・住民等	—————>	—————>	—————>	
	○要配慮者利用施設における避難確保計画の作成	市全域	市・住民等	—————>	—————>	—————>	

注1: 主な取組の○は災害リスクの低減、●は災害リスクの回避の取組

注2: 実施時期の目標の点線の取組は検討中のもの



第 10 章

目 標 値 の 設 定 と 評 価 ・ 見 直 し

第10章 目標値の設定と評価・見直し

10.1 目標値の設定

本計画の進捗管理するための目標値を以下のとおり設定します。

①都市機能に関する目標値

指標	単位	基準値	目標値	
		H28年度 (H22国勢調査)	H42年度 (H37国勢調査)	H52年度 (H47国勢調査)
都市機能誘導区域等内における都市機能増進施設充足区域	区域	12	16	16
居住誘導区域内における国勢調査に基づく人口密度	人/ha	50	50	50

※都市機能誘導区域等とは、都市機能誘導区域及び準都市機能誘導区域を指す。

②ものづくり力に関する目標値

指標	単位	基準値	目標値	
		H28年度 (H22国勢調査)	H42年度 (H37国勢調査)	H52年度 (H47国勢調査)
市内従業地による就業者数の維持	千人	251	251	251

③公共交通に関する目標値

指標	単位	基準値	目標値		
		H28年度 (H27実績 ⁵)	H32年度 (H31実績 ^{5,6})	H42年度 (H41実績 ⁵)	H52年度 (H51実績 ⁵)
公共交通機関の1日当たり平均利用者数の増加	千人	161	171	171	171

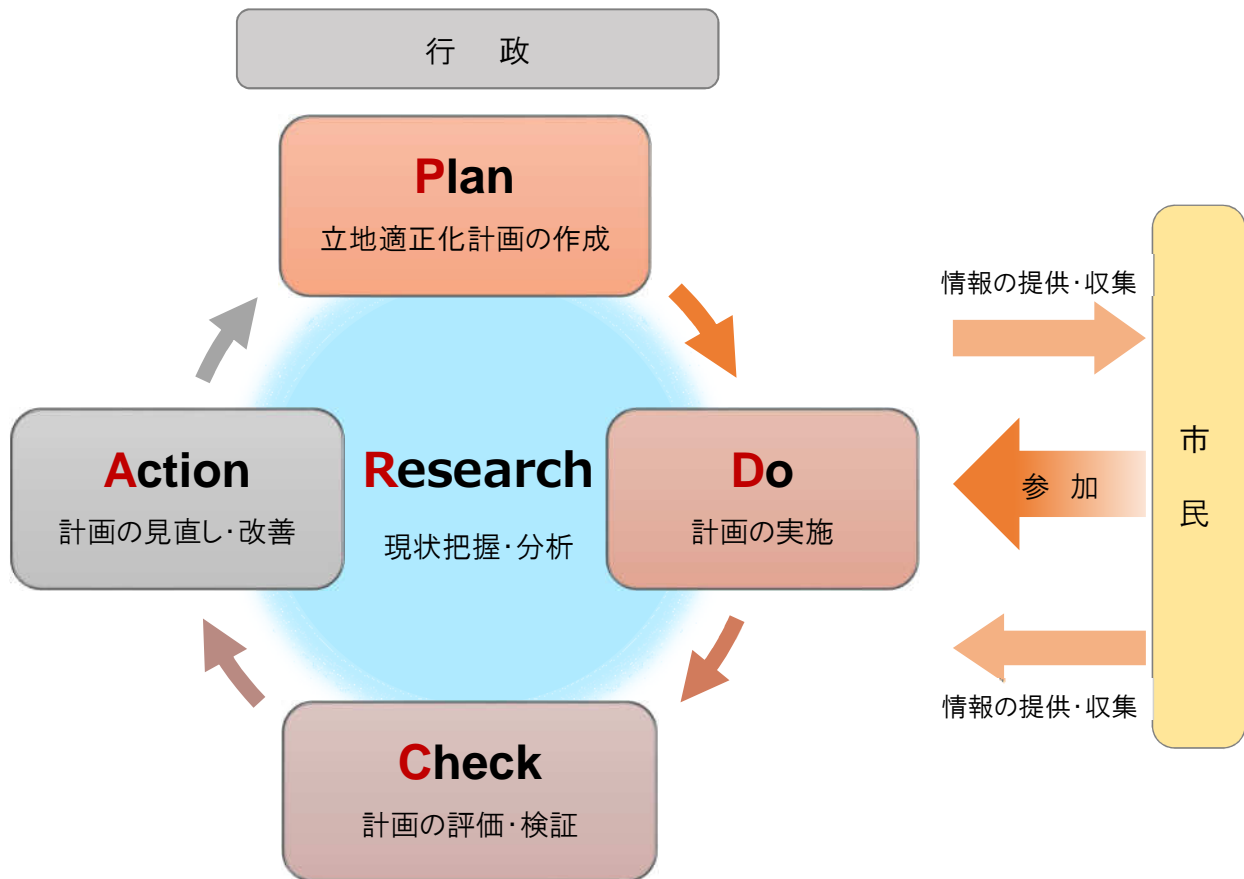
⁵姫路市統計情報に記載のある鉄道利用者数は年間総数のため、365で除した数値とする。

⁶姫路市総合交通計画の目標値（年間1人当たり約120回利用）

10.2 評価・見直し

本計画はおおむね20年後の長期的な展望を踏まえて検討していますが、「西播磨地域都市計画区域マスタープラン」や「姫路市総合計画」、「姫路市都市計画マスタープラン」、「姫路市総合交通計画」などの見直しや人口動向に大きな影響を及ぼす社会経済情勢の変化等によって見直しの必要性が生じた場合は、適宜情勢に応じた必要な見直しを行います。

また、都市計画基礎調査などをもとに、人口規模、市街地の面積、土地利用、交通量等、都市の現状や変化の様子などを的確に把握し、おおむね5年ごとに「R-PDCA⁷サイクル」により進行管理を行うとともに、見直しの検証を行います。



立地適正化計画の評価と見直し

⁷ R-PDCA サイクルとは、従来のPDCA サイクルの各段階において現状把握・分析 (Research) を重視したもの

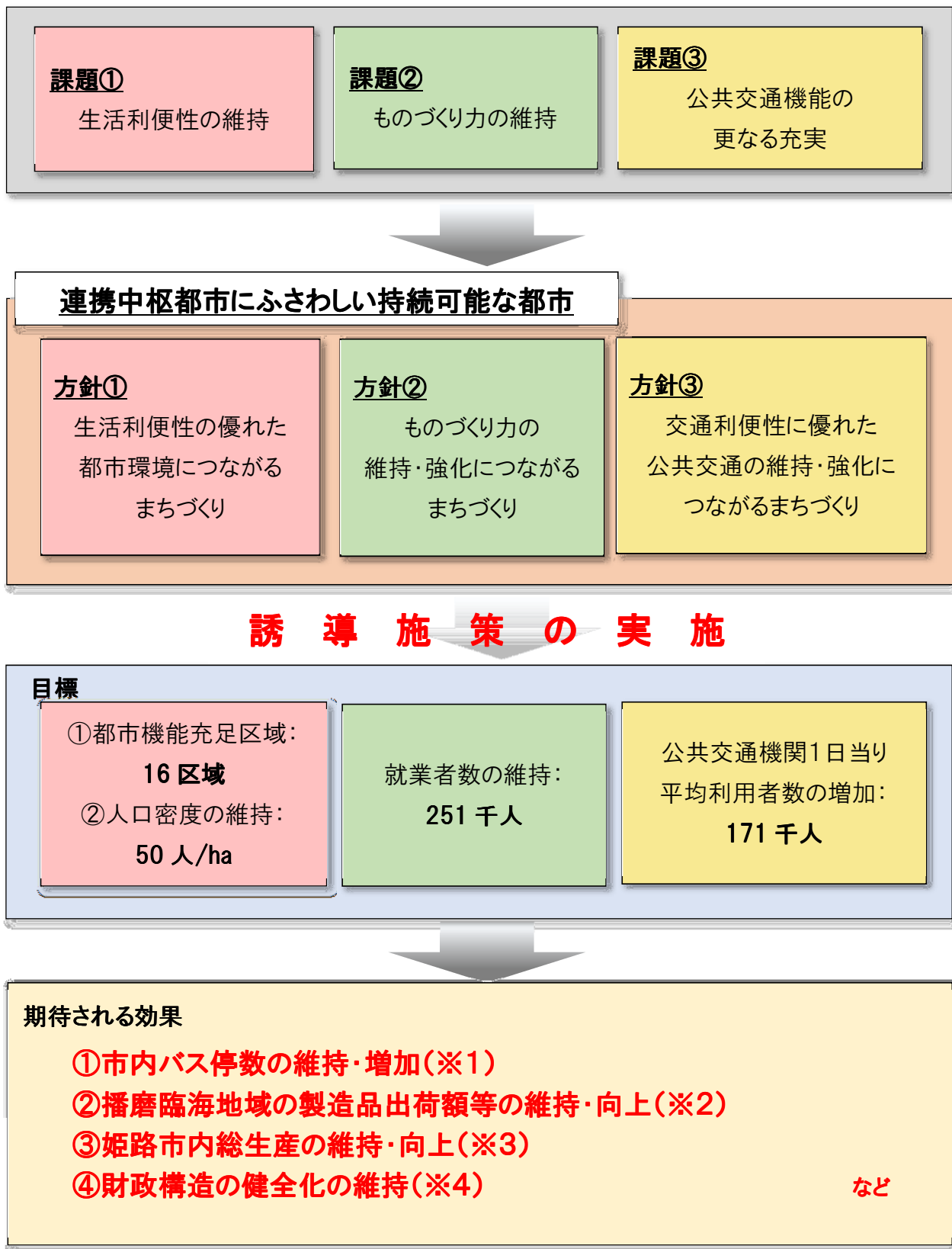


第11章

計画を推進することで期待される効果

第 11 章 計画を推進することで期待される効果

他の関連計画とも連携を図りつつ計画を推進することで以下のような効果が期待されます。



第11章
計画を推進することで
期待される効果

※1：平成29年4月時点で735箇所。（姫路市調査より）

※2：平成26年12月31日時点で約5兆7,630億円。（経済産業省 工業統計調査より）

播磨臨海地域とは、姫路市、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町の4市2町。

※3：平成25年度時点で約2兆670億円。（姫路市統計要覧平成27年（2015年）版より）

※4：実質赤字比率 11.25%以下、連結実質赤字比率 16.25%以下、実質公債費比率 25%以下
将来負担比率 350%以下（総務省 早期健全化基準より）



第12章

広域連携について

第12章 広域連携について

西播磨地域の都市計画区域の将来像を定めた「都市計画区域マスタープラン」などを踏まえた、中播磨圏域における広域的な立地適正化の方針を作成するため、鉄道沿線まちづくり協議会を立ち上げました。また、作成した方針に基づき、播磨圏域鉄道沿線まちづくり計画を作成することを目標として、公共交通を中心とした持続可能な地域づくりに向けたまちづくりに取り組めます。

12.1 中播磨圏域の立地適正化の方針について

(1) 背景と目的

① 背景

人口減少社会においては、公共サービスや公共交通サービスの低下とともに、市民生活の利便性や質の低下などが課題として挙げられています。こうした課題に対応するため、都市全体を見渡した「コンパクト+ネットワーク」の都市構造の実現を目指し、中播磨圏域において、複数の市町と公共交通事業者が連携し、圏域全体で人口減少社会においても、持続可能な都市圏を形成する必要があります。

② 目的

中播磨圏域の都市構造の現状と課題を把握し、中播磨圏域のおおむね20年後における持続可能な都市圏の形成に向けて、今後取り組むべきまちづくりの方針を示すものです。

(2) 協議会の構成

<p>名称 : 播磨圏域鉄道沿線まちづくり協議会</p> <p>委員 : (地方公共団体) 姫路市、たつの市、太子町、福崎町 (公共交通事業者) 山陽電気鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、神姫バス(株)</p> <p>特別委員 : 兵庫県</p> <p>特別顧問 : 国土交通省</p>

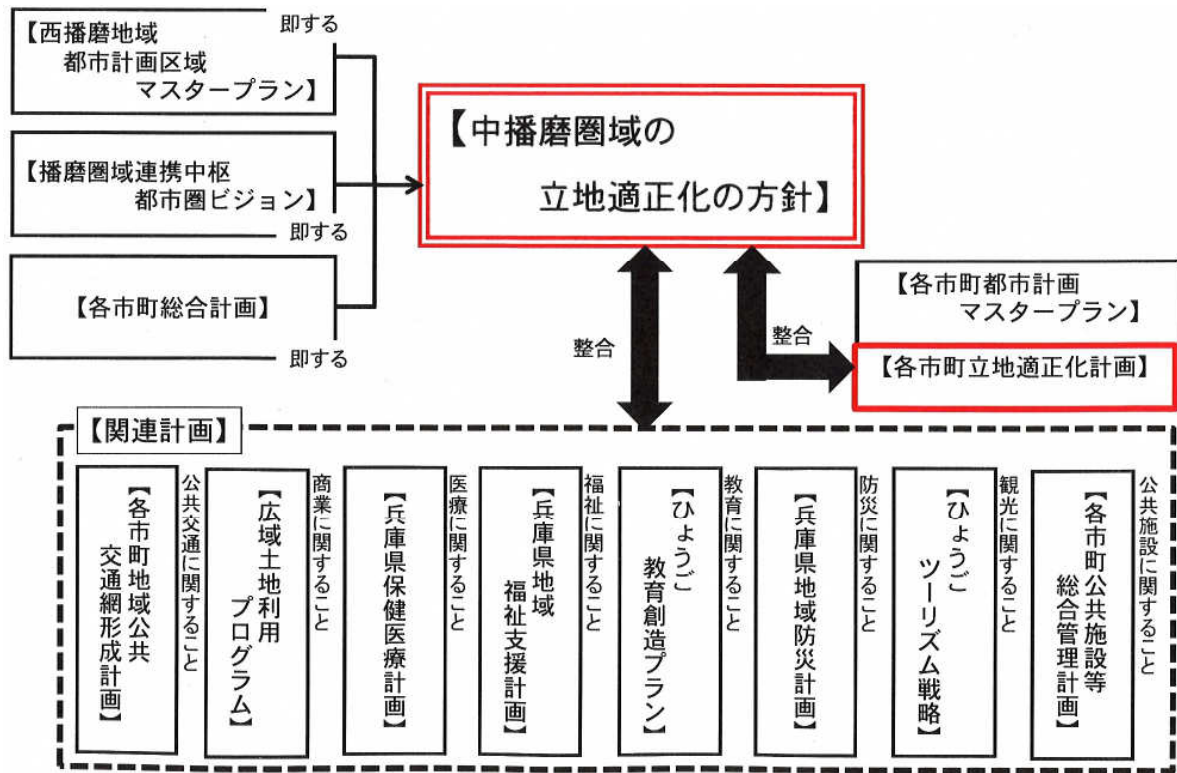
(3) 期間

平成 29(2017)年度 ~ 平成 52(2040)年度

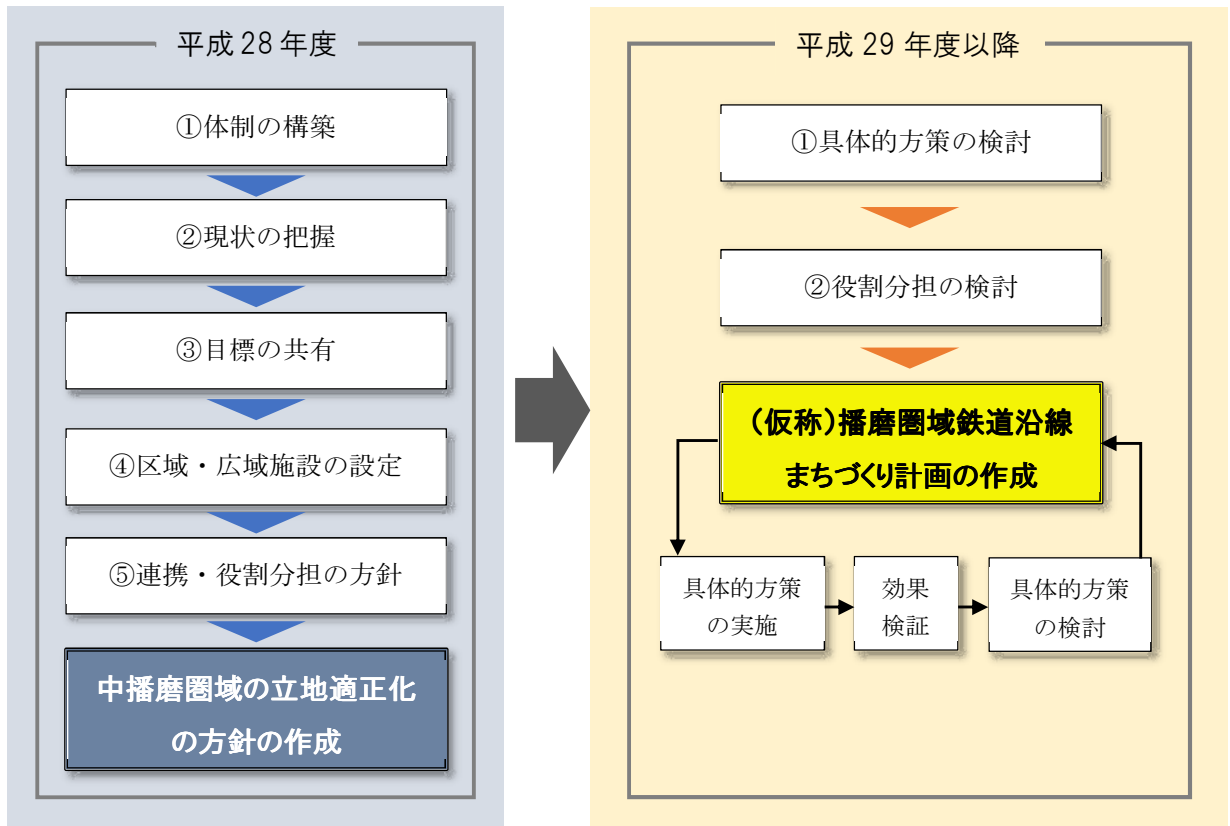
(4) 対象区域

2市2町域内

(5)位置付け

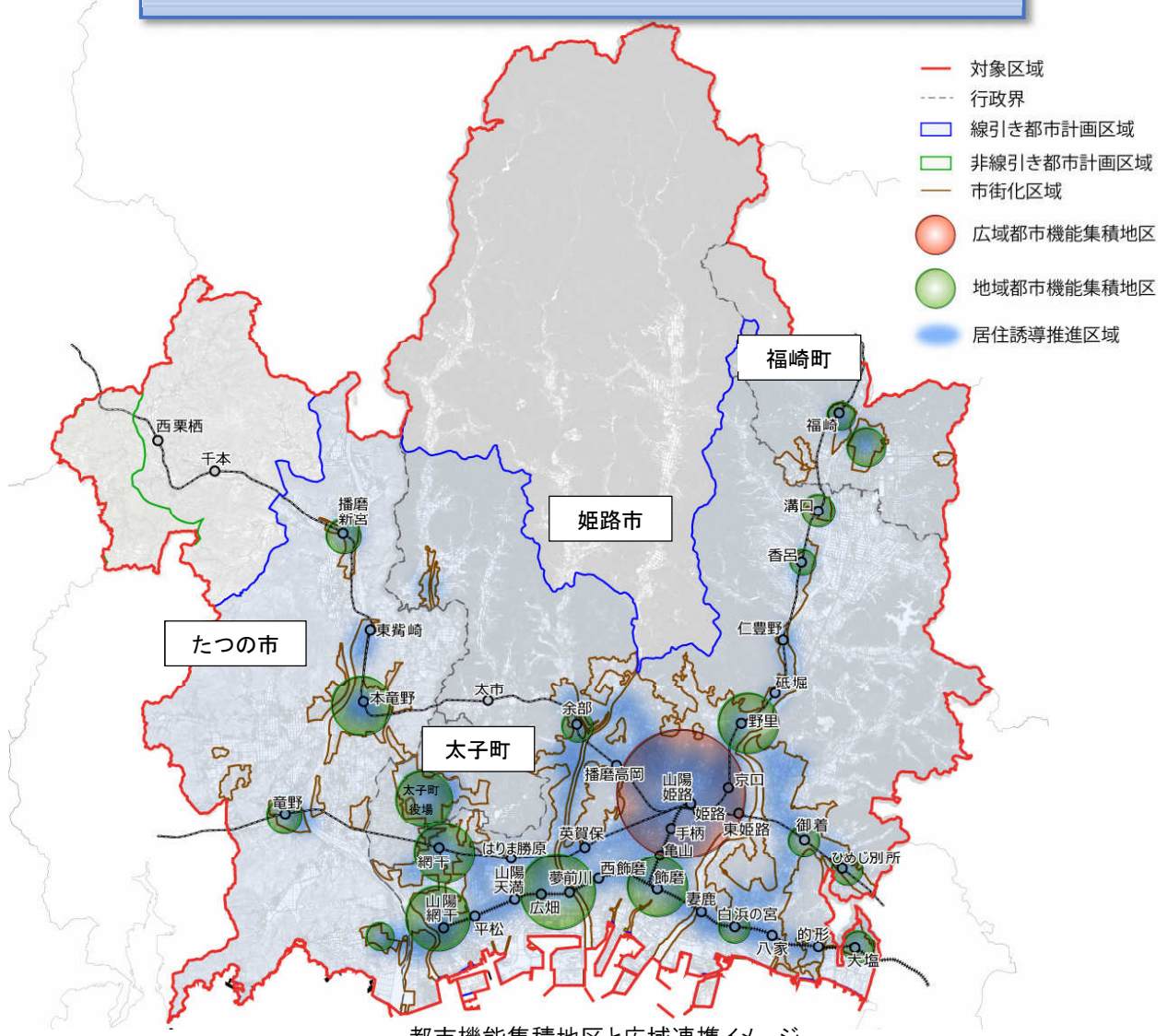


12.2 活動計画



12.3 目指すべき都市像

活力あふれる持続可能な地域連携型都市圏 中播磨



都市機能集積地区と広域連携イメージ

[高次都市機能増進施設の立地状況]

分野	高次都市機能	施設有無				役割分担
		姫路市	たつの市	太子町	福崎町	
医療機関	三次救急医療機関	○				姫路市
	二次救急医療機関	○	○			姫路市 たつの市
教育機関	大学	○			○	姫路市 福崎町
	短期大学	○				姫路市
	専修学校	○				姫路市
	高等学校	○	○	○	○	相互補完
文化施設	図書館	○	○	○	○	相互補完
	美術館・博物館・文化会館	○	○	○	○	相互補完
スポーツ施設等	体育館	○	○	○	○	相互補完
	総合公園	○	○	○		姫路市 たつの市 太子町
主要コンベンション施設		○				姫路市
商業施設 (店舗面積 10,000 m ² 以上)	百貨店、大型SC等	○	○			姫路市 たつの市



用語解説

用語解説

あ行

網干ブロック

旧姫路市総合計画で定められていた地域ブロックの1つ。本市の臨海部の最西端に位置するブロック。

医療法

医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もって国民の健康の保持に寄与することを目的とした法律。

か行

開発行為

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う、土地の区画形質の変更を行う行為のこと。

家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域。

学校教育法

現行の教育制度のうち、学校に関する制度の基本を規定した法律。

株式会社商工組合中央金庫法

株式会社商工組合中央金庫の設立・運営・管理・業務等について定めた法律。

急傾斜地崩壊危険区域

崩壊の危険がある急傾斜地（傾斜度が三十度以上である土地）で、崩壊することにより多数の居住者等に危害が発生することが予測される土地及び隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づいて指定される区域。

居住誘導区域

人口減少下においても、商業・医療等の日常生活

サービス機能や公共交通の持続的な維持・向上を図るため、都市の居住者の居住を誘導すべき区域。

銀行法

銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行業務の健全・適切な運営を期し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする法律。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与するための法律。

減災

防災が被害を出さない取り組みであるのに対して、減災はあらかじめ被害の発生を想定した上で、少しでも被害の軽減をはかる取り組み。

建築行為

建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とした法律である建築基準法に基づく建築物を建築する行為。

高次都市機能

都市機能のうち、日常生活圏を超えた広域の人々を対象に、質の高いサービスを提供する機能。

高次都市機能増進施設

高次都市機能を有する都市機能増進施設。

交通結節機能

鉄道と自動車など異なる交通手段（又は同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設の機能。（例：鉄道駅、バスターミナル、港湾など）

交通結節点

鉄道と自動車など異なる交通手段（又は同じ交通

手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。

コミュニティバス

地域住民の多様なニーズにきめ細やかに対応する地域密着型のバス。

さ行

災害レッドゾーン

地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項に規定する地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域、特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第五十六条第一項に規定する浸水被害防止区域の4つの区域。

サイクルアンドライド

交通混雑緩和のため、自転車から鉄道、バス等の公共交通機関に乗り換え、目的地に入るシステム。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発や整備等を行う区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

飾磨ブロック

旧姫路市総合計画で定められていた地域ブロックの1つ。臨海都市街地の東西軸と、姫路駅周辺から飾磨港へ至る南北軸の結節点に位置するブロック。

地場産業

特定の地域にその立地条件を生かして定着し、特産品を製造している産業。

人口集中地区

統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定めたもの。国勢調査基本単位区等を基本単位として、人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が隣接し、人口5,000人以上を有する地域。

浸水想定区域

水防法に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知および周知する河川(水位周知河川)において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。

信用金庫法

国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性に鑑み、その監督を適正に期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とした法律。

た行

大規模小売店舗

大規模小売店舗立地法に基づき、店舗面積(基準面積)1,000m²を超える小売業を行う店舗。

多核連携型都市構造

姫路市総合計画で掲げている都市構造のこと。持続可能な都市の構築に向けて、都市機能を分担し相互補完する都市構造の構築を目指している。

多極ネットワーク型

各拠点を公共交通ネットワークで結ぶこと。

地域公共交通網形成計画

「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすもの。まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業(地域公共交通特定事業など様々な取組)について記載している計画。

地域コミュニティ

同じ生活圏域に居住する住民間でつくられる地縁

型のコミュニティ。

地区計画

地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の施設の配置や建築物の建て方等について、地区の特性に応じてきめ細やかなルールを定めるもの。

中部ブロック

旧姫路市総合計画で定められていた地域ブロックである中部第一ブロックと中部第二ブロックを併せた地域ブロック。姫路駅周辺の本市の中心に位置する2つのブロック。

特別工業地区

用途地域を補完する「特別用途地区」の1つで、本市では白浜地域の一部において指定している。

特別指定区域制度

条例に基づき、住民が中心となって組織するまちづくり協議会が地域の課題を解決する土地利用計画を作成し、市がその土地利用計画を実現できるように区域指定を行うことによって、地域の活性化などに必要な住宅等の立地を可能とする制度。

特別用途地区

都市計画法で定められる地域地区の1つ。用途地域を補完し、地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護等を図るため、用途制限を強化もしくは緩和することができるもの。

都市機能

人々の生活や企業の本市の経済活動に対して、各種のサービスを提供する都市自体が持つ働きのこと。

都市機能増進施設

商業施設、医療施設、福祉施設その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

都市機能誘導区域

都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域。

都市基盤施設

道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設。

都市計画区域

都市計画の出発点として、都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。

都市計画法

都市における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律。都市計画区域の指定、都市計画マスタープランの策定、区域区分や地域地区の設定、都市施設の計画など都市計画の内容及び決定手続、各種制限及び事業等について定めている。

都市再生特別措置法

少子高齢化等の社会情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上等を図るため、都市再生の推進に関する基本方針等について定めた法律。

都市施設

道路や公園、下水道など円滑な都市活動を支え、市民生活の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設。

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の都市施設を整備、改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。地権者から土地を提供(減歩)してもらい、この土地

を公共用地に充てるほか、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業。

な行

内水

下水道その他の排水施設的能力不足や河川の水位上昇に伴い当該雨水を排水できないこと。

中播磨圏域の立地適正化の方針

中播磨圏域の概ね 20 年後における持続可能な都市圏の形成に向け、今後取り組むべきまちづくりの方針を示すもの。

南海トラフ地震

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域で発生する地震(概ね 100～150 年間隔で繰り返し発生しており、前回の南海トラフ地震(昭和東南海地震(1944 年)及び昭和南海地震(1946 年))が発生してから 70 年以上が経過)。

西播磨地域都市計画区域マスタープラン

兵庫県が「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の指針として、長期的視野に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示したもの。西播磨地域都市計画区域マスタープランに、「中播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(中播都市計画区域マスタープラン)」が定められている。

日本郵便株式会社法

日本郵便株式会社の業務などを定めた法律。

農業協同組合法

農業者の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もつて国民経済の発展に寄与することを目的とする法律。

は行

パークアンドライド

交通混雑緩和のため、自動車を都市郊外の駐車場に駐車し(パーク)、鉄道、バス等の公共交通機関に乗り換え(ライド)、目的地に入るシステム。

播磨圏域連携中枢都市圏ビジョン

播磨地域において、本市を中心とした連携中枢都市圏*を形成し、播磨圏域が目指すべき将来像や連携協約に基づき推進する具体的な取組をまとめたまちづくり構想。

※連携中枢都市圏: 相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・超高齢社会においても、「一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点」づくり。

姫路市公共施設等総合管理計画

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進と保有量の最適化、財政負担の軽減・平準化に取り組む計画。

姫路市子ども・子育て支援事業計画

本市の子ども・子育て家庭の現状と課題を分析し、今後取り組むべき子ども・子育て支援に関する施策を示すもの。

姫路市総合計画

本市の総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となる計画。都市づくりの基本理念、目指すべき都市像、基本目標、目標とする人口と都市構造等と都市づくりの方策を示した基本構想と、基本構想に掲げる基本目標を達成するための施策を総合的、体系的に示した基本計画及び基本計画に掲げる施策を推進するための具体的な事業を示した実施計画で構成される。

姫路市総合交通計画

社会情勢の変化や本市特有の交通課題に対応し、将来のまちづくりの方向性を見据えた交通体系を構築するための取組を示した計画。

姫路市中心市街地活性化基本計画

平成 18 年 8 月に施行された「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、中心市街地全体の活性化を目指した具体的な取組みを示した計画。

姫路市都市計画マスタープラン

土地利用や市街地形成等について具体的な将来像を定め、道路、公園、下水道等の施設整備の課題への対応として、中長期的な取組の方向性を示した計画。

ひめじ創生戦略アクションプラン

ひめじ創生戦略※に基づいた具体的な行動計画を示したもの。

※ひめじ創生戦略：人口減少とこれに伴う地域経済の縮小を克服し、播磨の中核都市にふさわしい人口規模と経済力を確保し都市活力を維持することを目的とした計画。「人口ビジョン」と「総合戦略」の二部で構成される。

兵庫県保健医療計画

医療法に基づき兵庫県が策定した医療計画。県民、市町、保健・医療機関、関係団体等の参画と協働のもと、それぞれが取り組むべき保健・医療分野の基本的指針となる。

広畑ブロック

旧姫路市総合計画で定められていた地域ブロックの 1 つ。本市の臨海部に位置する地域で、海側の臨海産業地域と内陸側の市街地のブロック。

防災指針

居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針。

ま行

モータリゼーション

自動車が普及し、人々の生活の中で広範に利用されるようになる状態。

や行

用途地域

住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を、都市計画法に基づいて定めた地域。土地の使い方（建築物の用途）の制限とあわせて、容積率や建ぺい率等の建築物の大きさなど、建て方のルールを定めている。

山崎断層帯地震

7 本の断層（大原（おおはら）断層、土万（ひじま）断層、安富（やすとみ）断層、暮坂峠（くれさかとうげ）断層、琵琶甲（びわこう）断層、三木（みき）断層、草谷（くさだに）断層）から成り立つ、全長約 80km に及ぶ日本有数の活断層。

要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設。

ら行

連携中枢都市

連携中枢都市圏において、人口 20 万人以上、昼夜間人口比率概ね 1 以上など、地域において相当規模の人口と中核性を持つ指定都市又は中核市のこと。（連携中枢都市圏については、播磨圏域中枢都市圏ビジョンの項参照。）

労働金庫法

労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もってその健全な発展を促進するとともに、労働者の経済的地域の向上に資することを目的とした法律。

D

DID区域

人口集中地区と同意義（人口集中地区の項参照）。

P

PDCA サイクル

マネジメント手法の 1 つで、plan(立案・計画), do(実施), check(検証・評価), action(改善)の頭文字を取ったもの。行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に活かそうという考え方。



姫路市立地適正化計画

平成 30 年 (2018 年) 3 月策定
令和 3 年 (2021 年) 10 月改定
令和 6 年 (2024 年) 3 月改定

発行：姫路市 都市計画課

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

TEL：079-221-2534 / FAX：079-221-2757

E-mail：tkeikaku@city.himeji.lg.jp